

東大阪市有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する財産（以下「市有財産」という。）を広告媒体として、有料等で広告掲載することに関して必要な事項を定め、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げる市有財産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

- (1) 市が発行する広報物及び印刷物
- (2) 市が作成し、及び管理しているウェブページ
- (3) 市が所有する公用車及び構造物
- (4) その他市有財産のうち市長が定めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

(広告の対象範囲等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらに類するもの
- (5) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (7) 市の公共性、中立性及びその品位を損うおそれのあるもの
- (8) 社会問題について主義主張するもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 東大阪市屋外広告物条例の規定に反するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当と認めるもの

(広告掲載の規格等)

第5条 広告掲載の規格、期間、掲載位置及び掲載順位は、広告媒体ごとに定める。

(広告募集業者の決定)

第 6 条 広告募集業者については、原則として広告媒体ごとに、広告収入価格の競争入札により決定する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

(広告の募集)

第 7 条 広告の募集は、前条において決定した広告募集業者を介して行うものとする。

(広告の申込)

第 8 条 広告募集業者は、所定の申込書に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 9 条 広告募集業者から前条の広告の案が提出されたときは、市長は第 3 条の広告掲載基準及び第 4 条の対象範囲等により、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定を行う場合において疑義が生じたときは、広告媒体の担当所管課等の長が関係課に協議するものとし、必要があると認めるときは広告掲載審査委員会に審査を依頼することができる。

3 市長は第 1 項の決定をしたときは、速やかに広告募集業者に通知するものとする。広告掲載を決定する場合において必要があるときは、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

(広告掲載に関する手続)

第 10 条 広告募集業者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

2 広告募集業者は、市長の指定する期日までに掲載しようとする広告原稿を提出しなければならない。

(広告募集業者の責任)

第 11 条 広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、広告募集業者が負うものとする。

2 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告掲載に係る経費は、広告募集業者が負うものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取り消すことができる。

(1) 第 9 条 1 項の規定により掲載決定を受けた広告の内容が、第 4 条各号に該当するに至ったとき

(2) 広告媒体の掲載延期、編集・発行上支障があると認めたとき

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような行為があったとき

(広告募集業者の契約の解除)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告に係る契約を解除することができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(2) 市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(3) 広告募集業者が、この要綱、東大阪市有料広告掲載基準又は広告媒体ごとに定める規定に反したとき

(4) 広告募集業者が、虚偽の申請その他不正の手段により第 9 条の掲載決定を受けたとき

(5) 広告募集業者が、東大阪市有料広告掲載基準第 5 条の規定による広告仕様の変更に従わないとき

(広告物の撤去等)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

(1) 広告募集業者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき

(2) 前 2 条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は決定の取消しをされた広告募集業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき

(3) 広告募集業者が倒産、解散等により消滅したとき

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告募集業者の負担とする。ただし、前項第 3 号に該当するときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第 15 条 市長は、広告掲載決定後に広告募集業者の責めに帰さない事由により広告を掲載できなくなったときは、既納の広告掲載料は、これを還付するものとする。

(損害賠償等)

第 16 条 広告掲載により発生した広告募集業者の損害については、市は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告募集業者が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、市は損害賠償責任を一切負わないものとする。

(市が直接広告を募集する者の広告)

第 17 条 市長は、第 7 条の規定にかかわらず、本市が直接広告を募集し、掲載業者の広告を掲載す

ることができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。